

## 豊中市障害者福祉施設整備費等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国補助要綱」という。）第2の4の規定により本市が補助者として行う障害者福祉施設整備費補助事業の実施について、国補助要綱に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、本市の障害者長期計画及び障害福祉計画（以下「障害福祉関係計画」という。）に沿った障害福祉サービス事業の整備を促進するとともに、施設利用者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (補助金交付規則との関係)

第2条 補助金の交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年4月1日豊中市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、この要綱に特段の定めのない限り、国補助要綱において使用する用語の例によるものとする。

### (補助対象)

第4条 補助対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国補助要綱第2の4表第3号及び第4号に規定する設置者が設置する国補助要綱第2の4表第3号及び第4号に規定する施設（以下「対象施設」という。）の整備事業であること。
- (2) 国補助要綱第2の3第2号又は第3号に規定する整備事業であること。
- (3) 障害福祉関係計画との整合性がとれたものであること。
- (4) 施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査において承認を受けて、国の補助を受けるものであること。
- (5) 施設整備を行おうとする施設の規模、構造及び運営が法令等に定める基準に適合するものであること。
- (6) 必要な財源、用地等の確保が確実であること。

2 補助対象となる経費は、対象事業に要する経費のうち国補助要綱において補助対象と定められた経費とする。

3 前2項に加え、次の各号に掲げる場合において、補助金の交付を受けようとする者の自らの責めに帰す事由でなく、市との協議により、対象事業の開始が遅れたことにより生じた財源需要で、市長が認めたものを補助対象とする。

- (1) 市立障害者福祉施設を民間移行したもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、国補助要綱により算出した額（千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てる。）の合計額の範囲内で市長が定める額とする。

2 前条第3項の補助金の額は、予算の範囲内で、第7条第3項に定める交付の申請があった際、財源需要額（千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てる。）のうち、市長が必要と認めた額とする。

(協議書の提出等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ施設整備担当部局と事前相談の上、市長の指定する日までに障害者福祉施設整備費等補助金協議書（様式第1号）及び市長が必要とする書類を、市長に提出しなければならない。ただし、前条第2項に定める補助金においてはこの限りではない。

2 市長は、前項の協議書が提出されたときはこれを審査し、その内容を適当と認めたときは、国庫補助金の内示後、補助金を交付する予定である旨について文書による事務連絡（以下「内示」という。）を行うものとする。

(交付の申請)

第7条 内示を受けた者は、障害者福祉施設整備費等補助金交付申請書（様式第2号）を、市長の指定する日までに提出して補助金の交付の申請をしなければならない。

2 前項の交付申請にあたっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業に伴う収入支出予算（見込み）書抄本
- (2) 本市から受けた補助金内示書の写し
- (3) 事業計画書
- (4) 既存施設を買収により整備する場合は、その建物の評価書（市長が不要と認めた場合は除く。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第5条第2項に定める補助金の交付を受けようとするものは、障害者福祉施設整備費等補助金交付申請書（財源需要に基づくもの）（様式第2号の2）を、提出して補助金の交付の申請をしなければならない。

4 前項の交付申請にあたっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第4条第3項に定める財源需要を証するもの（見込み）
- (2) その他市長が必要とする書類

（事業の内容変更等の承認）

第8条 内示を受けた者は、内示を受けた事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 内示を受けた事業に要する経費の配分
  - (2) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - (3) 建物等の用途
  - (4) 入所定員又は利用定員
- 2 内示を受けた者は、内示を受けた事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 内示を受けた者は、内示を受けた事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の申請書が提出されたときは、内容を審査するとともに必要に応じて実地調査を行い、補助金を交付することが適正と認めるときは、障害者福祉施設整備費補助金等交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の交付の申請を行った者に補助金の交付決定を通知するものとする。

- 2 市長は、第7条第3項の申請書が提出されたときは、内容を審査し、第5条第2項に規定する額に基づき、補助金を交付することが適正と認めるときは、障害者福祉施設整備費等補助金交付決定通知書（財源需要に基づくもの）（様式第3号の2）により、補助金の交付の申請を行った者に補助金の交付決定を通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付すべきでないと認めるときは不交付の決定を行い、障害者福祉施設整備費等補助金不交付決定通知書（財源需要に基づくもの）（様式第3号の3）により申込者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 前条第1項に定める補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「間接補助事業」という。）の実施にあたり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を、その目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 間接補助事業を行うために締結する契約手続きについては、市長が別に指示するところによること。

- (3) 間接補助事業の建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (4) 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (5) 補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、財団法人JKA、公益財団法人日本財団等の補助金の交付を受けないこと。

(交付の取下げ)

第11条 間接補助事業者は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、文書により交付の申請を取り下げることができる。

(変更交付の申請等)

第12条 間接補助事業者は、当該補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して補助金の追加交付の申請等を行おうとする場合には、第7条に定める申請手続に従い、申請書を市長の指定する日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、関係書類を審査し、適当と認めるときは補助金の変更交付を決定し、障害者福祉施設整備費等補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(状況報告等)

第13条 間接補助事業者は、工事の入札を行おうとするとき、工事の入札を行ったとき、工事に着工したとき、毎年度12月現在の状況及び工事が完了したときは、それぞれ市長が別に指示するところにより報告を行わなければならない。

(実地検査)

第14条 市長は、間接補助事業者の協力を得て、随時、実地に検査を行うものとする。

(実績報告)

第15条 間接補助事業者は、障害者福祉施設整備費等補助金事業実績報告書(様式第5号)を、間接補助事業完了の日から起算して15日を経過した日(第8条第3項の規定により当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受け取った日から15日を経過した日)又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告にあたっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 請負の場合にあつては、工事請負契約書の写
  - (2) 工事完了を確認するに足る検査済証（建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証）の写
  - (3) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
  - (4) 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
  - (5) 建物内外主要部分の写真
  - (6) 工事契約金額報告書
  - (7) 間接補助事業に伴う歳入歳出決算（見込み）書抄本
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 3 間接補助事業者は、障害者福祉施設整備費等補助金事業実績報告書（財源需要に基づくもの）（様式第5号の2）を、間接補助事業完了の日から起算して15日を経過した日（第8条第3項の規定により当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受け取った日から15日を経過した日）又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。
- 4 前項の実績報告にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 第4条第3項に定める財源需要を証するもの（確定分）
  - (2) その他市長が必要とする書類
- 5 間接補助事業が翌年度にわたる場合には、当該補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の4月15日までに、障害者福祉施設整備費等補助金年度終了実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

#### （補助金額の確定）

- 第16条 市長は、前条第1項、第3項の規定による実績報告書の提出があつた場合には、その内容を審査し、その報告に係る間接補助事業の成果が当該補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、障害者福祉施設整備費等補助金確定通知書（様式第7号）により、交付すべき補助金の額の確定通知を行うものとする。
- 2 前条第5項の規定により障害者福祉施設整備費等補助金年度終了実績報告書の提出があり、かつ、市長が必要と認める場合には、その内容を審査し、その報告に係る間接補助事業の当該年度における成果が当該補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該年度に交付すべき補助金の額を確定し、障害者福祉施設整備費等補助金年度確定通知書（様式第8号）により、当該年度に交付すべき補助金の額の確定通知を行うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、前項の規定によりすでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える分について市に返還することを命じなければならない。

(補助金の請求)

第17条 間接補助事業者は、障害者福祉施設整備費等補助金交付請求書(様式第9号)に前条の規定による確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して10日以内に補助金の交付請求を行うものとする。

(決定の取消)

第18条 市長は、間接補助事業者が第10条の補助金交付の条件及びこの要綱に定める他の条件に違反したときは、補助金の全部または一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、間接補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限等)

第20条 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、または効用の増加した不動産及びその従物並びに資産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 市長は、間接補助事業者が第1項の規定により、市長の承認を得て財産を処分することにより収入を得た場合には、その収入の全部または一部を本市に納付させることができるものとする。

(消費税にかかる報告)

第21条 間接補助事業者は、間接補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(様式第10号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を本市に

納付させることができるものとする。

(帳簿の整備保存等)

第22条 間接補助事業者は、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を、間接補助事業の完了後5年間保管しておかなければならない。

2 間接補助事業完了後においても、市長は必要と認めるときは、間接補助事業者の協力を得て調査することができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めのない事項については、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月2日から実施し、平成24年4月1日以降に交付の決定を行った事業に適用する。

2 民間障害者施設等整備費助成要綱（平成13年8月15日施行）は、廃止する。ただし、同要綱を改正する要綱（平成16年8月1日施行）附則第2項の規定による助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年9月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

豊中市長 宛

申込者 住 所  
法人名  
代表者職氏名

### 障害者福祉施設整備費等補助金協議書

豊中市障害者福祉施設整備費等補助金交付要綱第6条第1項の規定により障害者福祉施設の整備に要する費用について補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて協議書を提出します。

#### 記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的及び内容
- 3 事業の工事着工予定年月日
- 4 事業の完了予定年月日
- 5 補助所要額
- 6 添付書類



豊中市長 宛

申込者 住 所  
法人名  
代表者職氏名

### 障害者福祉施設整備費等補助金交付申請書

豊中市障害者福祉施設整備費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、 年度に  
おいて障害者福祉施設整備費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 施設の種類
- 2 施設の名称
- 3 補助金交付申請額
- 4 添付書類
  - ・事業に伴う収支予算(見込み)書抄本
  - ・本市から受けた補助金内示書の写し
  - ・事業計画書
  - ・既存施設を買収により整備する場合は、その建物の評価書
  - ・その他市長が必要と認める書類

年 月 日

豊中市長 宛

申込者 住 所  
法人名  
代表者職氏名

障害者福祉施設整備費等補助金交付申請書  
(財源需要に基づくもの)

豊中市障害者福祉施設整備費等補助金交付要綱第7条第3項の規定により、 年度に  
おいて障害者福祉施設整備費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の種類
- 2 施設の名称
- 3 補助金交付申請額
- 4 添付書類
  - ・要綱第4条第3項に定める財源需要を証するもの(見込み)
  - ・その他市長が必要と認める書類

様

豊中市長

印

障害者福祉施設整備費等補助金交付決定通知書

年 月 日づけで申請のあった障害者福祉施設整備費等補助金については、次のとおり決定したので、豊中市障害者福祉施設整備費等補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 施設の種類
- 2 施設の名称
- 3 補助金交付決定額 金 円
- 4 特記事項 ( )
- 5 交付の条件

ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、豊中市長の承認を受けなければならない。

イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、豊中市長の承認を受けなければならない。  
(ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)(イ) 建物等の用途 (ウ) 入所定員又は利用定員

ク 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、豊中市長の承認を受けなければならない。

ケ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに豊中市長に報告してその指示を受けなければならない。

コ 豊中市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を豊中市に納付させることがある。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む。 )は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに豊中市長に報告しなければならない。  
なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、豊中市長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を豊中市に納付しなければならない。

ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど豊中市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、豊中市長の承認を受けずこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。なお、豊中市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を豊中市に納付させることがある。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

様

豊中市長

印

障害者福祉施設整備費等補助金交付決定通知書  
(財源需要に基づくもの)

年 月 日づけで申請のあった障害者福祉施設整備費等補助金については、次のとおり決定したので、豊中市障害者福祉施設整備費等補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額

(1)この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

(2)この決定については、上記(1)の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記(1)の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3)ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

豊中市長

印

障害者福祉施設整備費等補助金不交付決定通知書  
(財源需要に基づくもの)

年 月 日づけで申請のあった障害者福祉施設整備費等補助金については、次のとおり決定したので、豊中市障害者福祉施設整備費等補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

不交付の理由

(1)この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

(2)この決定については、上記(1)の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記(1)の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3)ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

豊中市長

印

障害者福祉施設整備費等補助金変更交付決定通知書

年 月 日づけで申請のあった障害者福祉施設整備費等補助金については、次のとおり  
決定したので、豊中市障害者福祉施設整備費等補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 施設の種類の
- 2 施設の名称
- 3 補助金交付決定額 金 円
- 4 特記事項 ( )
- 5 交付の条件

ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、豊中市長の承認を受けなければならない。

イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、豊中市長の承認を受けなければならない。  
(ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)(イ) 建物等の用途 (ウ) 入所定員又は利用定員

ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、豊中市長の承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに豊中市長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 豊中市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を豊中市に納付させることがある。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む。 )は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに豊中市長に報告しなければならない。  
なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支社又は一支社及び一支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、豊中市長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を豊中市に納付しなければならない。

ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど豊中市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、豊中市長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。なお、豊中市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を豊中市に納付させることがある。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

豊中市長 宛

住 所  
法人名  
代表者職氏名

障害者福祉施設整備費等補助金事業実績報告書

年 月 日づけで申請し、年 月 日豊福障第 号で  
交付決定された補助事業等にかかる実績を豊中市障害者福祉施設整備費等補助金交付要綱  
第15条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 施設の種類

2 施設の名称

3 事業着手年月日 年 月 日

4 事業完了年月日 年 月 日

5 その他必要書類

- (1) 請負の場合にあつては、工事請負契約書の写。
- (2) 工事完了を確認するに足る検査済証(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)の写。
- (3) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- (4) 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
- (5) 建物内外主要部分の写真
- (6) 工事契約金額報告書
- (7) 間接補助事業に伴う歳出歳入決算(見込み)書抄本
- (8) その他市長が必要と認める書類

豊中市長 宛

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名

障害者福祉施設整備費等補助金年度終了実績報告書

障害者福祉施設整備費等補助事業の 年度分の事業が終了しましたので、豊中市障害者福祉施設整備費等補助金交付要綱第15条第3項の規定により、報告します。

記

- 1 施設の種類
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 契約年月日
- 5 着工年月日
- 6 進捗率
- 7 請負業者名
- 8 契約金額

年度

年度



様式第7号

豊福障第 号  
年 月 日

様

豊中市長

㊟

障害者福祉施設整備費等補助金確定通知書

年 月 日づけ豊福障第 号で交付決定した障害者福祉施設整備費等補助金については、交付する補助金の額を下記のとおり確定しましたので、豊中市障害者福祉施設整備費等補助金交付要綱第16条第1項の規定により通知します。

記

- 1 施設の種類
- 2 施設の名称
- 3 補助金確定額

金 円

---

様

豊中市長

㊟

障害者福祉施設整備費等補助金年度確定通知書

年 月 日づけ豊福障第 号で交付決定した障害者福祉施設整備費等補助金については、平成 年度に交付する補助金の額を下記のとおり確定しましたので、豊中市障害者福祉施設整備費等補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

1 施設の種類

2 施設の名称

3 進捗率

4 契約金額

年度

年度

5 補助金確定額

年度

金

円

---

豊中市長 宛

住 所

法 人 名

代表者職氏名

(※)

(自筆)

(※)代表者が自署しない場合は、記名  
押印してください。

障害者福祉施設整備費等補助金交付請求書

年 月 日づけ豊福障第 号で補助金額の確定を受けた 年度  
障害者福祉施設整備費等補助金を、下記のとおり請求します。

請求金額 金                                  円

なお、振込みにつきましては次の口座をお願いします

金融機関・支店名	預金種類	口座番号	口座名義人

豊中市長 宛

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日づけ豊福障第 号で補助金額の確定がありました障害者福祉施設  
整備費等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、豊中市障害者福祉施設  
整備費等補助金交付要綱第21条第1項の規定により、報告します。

記

- 1 施設の種類
- 2 施設の名称
- 3 補助金交付確定額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 添付書類(上記4の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等)
- 6 請負業者名
- 7 契約金額  
年度 金 \_\_\_\_\_ 円  
年度 金 \_\_\_\_\_ 円